

電 気 供 給 条 件 [Ⅱ]  
( 高 圧 )

臨 時 電 力 A

平成 30 年 4 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社



## 目 次

|    |                 |   |
|----|-----------------|---|
| 1  | 適用条件            | 1 |
| 2  | 契約期間            | 1 |
| 3  | 契約使用期間          | 1 |
| 4  | 季節区分            | 1 |
| 5  | 契約負荷設備および契約受電設備 | 1 |
| 6  | 契約電力            | 2 |
| 7  | 料 金             | 3 |
| 8  | 予納金の取扱い         | 4 |
| 9  | 契約超過金           | 4 |
| 10 | そ の 他           | 5 |
|    | 附 則             | 6 |
|    | 別 表             | 7 |



# 臨時電力 A

## 1 適用条件

(1) この電気供給条件〔Ⅱ〕（以下「この供給条件〔Ⅱ〕」といいます。）は、高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）が1年未満のお客さまが、この供給条件〔Ⅱ〕の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

なお、契約電力は50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満といたします。ただし、特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。また、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) この供給条件〔Ⅱ〕は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、山形県の飛島ならびに新潟県の佐渡島および粟島は除きます。

## 2 契約期間

契約期間は、電気供給条件〔Ⅰ〕（平成30年4月1日実施。以下「供給条件〔Ⅰ〕」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

## 3 契約使用期間

(1) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。

(2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては、この供給条件〔Ⅱ〕を適用いたします。

## 4 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他 季

夏季以外の期間をいいます。

## 5 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満のお客さまについては、契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

## 6 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

### (1) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

契約電力は、次のイの値とロの値のうち、いずれか小さいものといたします。

#### イ 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 2（契約負荷設備の総容量の算定）（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）により算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できる遮断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は(ハ)により算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

#### (イ) 契約負荷設備のうち

|                |               |           |
|----------------|---------------|-----------|
| 最大の入力<br>のものから | 最初の 2 台の入力につき | 100 パーセント |
|                | 次の 2 台の入力につき  | 95 パーセント  |
|                | 上記以外のもの入力につき  | 90 パーセント  |

ただし、電灯または小型機器は、その全部を 1 台の契約負荷設備とみなします。

#### (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 最初の 6 キロワットにつき     | 100 パーセント |
| 次の 14 キロワットにつき     | 90 パーセント  |
| 次の 30 キロワットにつき     | 80 パーセント  |
| 次の 100 キロワットにつき    | 70 パーセント  |
| 次の 150 キロワットにつき    | 60 パーセント  |
| 次の 200 キロワットにつき    | 50 パーセント  |
| 500 キロワットをこえる部分につき | 30 パーセント  |

(ハ) 最大電流を制限できる遮断器等を施設される場合は、次により算定いたします。この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。

a 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\frac{\text{遮断器等の}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボ

ルトといたします。

b 交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\frac{\text{遮断器等の}}{\text{定格電流 (アンペア)}} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は，別表 3〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 1〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）との合計（この場合，契約受電設備の総容量については，1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 最初の 50 キロワットにつき    | 80 パーセント |
| 次の 50 キロワットにつき     | 70 パーセント |
| 次の 200 キロワットにつき    | 60 パーセント |
| 次の 300 キロワットにつき    | 50 パーセント |
| 600 キロワットをこえる部分につき | 40 パーセント |

ただし，次の変圧器は，契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

(イ) 2 次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器

(ロ) 2 次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器

(ハ) 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の 2 次側に接続されている変圧器を除きます。）

(ニ) 予備設備であることが明らかな変圧器

(2) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率等を基準として，お客さまと当社との協議によって定めます。

## 7 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および供給条件〔I〕別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(3)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，供給条件〔I〕別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を下回る場合は，供給条件〔I〕別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，供給条件〔I〕別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 31,400 円を上回る場合は，供給条件〔I〕別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，1 月につき次によって算定した値の 20 パーセントを割増ししたものといたしま

す。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| 契約電力 1 キロワットにつき | 1,630 円 80 銭 |
|-----------------|--------------|

## (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

|             | 夏季料金      | その他季料金    |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 19 円 07 銭 | 17 円 66 銭 |

## (3) 力率割引および割増し

そのお客さまにつき次により定めた力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

### イ 契約電力が 500 キロワット未満の場合

力率は、その 1 月における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

### ロ 契約電力が 500 キロワット以上の場合

力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

## 8 予納金の取扱い

当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

## 9 契約超過金

(1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、供給条件 [ I ] 27 (契約超過金) にかかわらず、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし、その値を 20 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引い



た値といたします。

- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

## 10 そ の 他

- (1) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (2) この供給条件〔Ⅱ〕に定めのない事項については、供給条件〔Ⅰ〕によります。

## 附 則

### 1 実施期日

この供給条件〔Ⅱ〕は、平成30年4月1日から実施いたします。

### 2 記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

- (1) 30分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量する場合で、7(料金)②において、その1月に夏季およびその他季がともに含まれるときの使用電力量は、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。
- (2) 記録型計量器以外の計量器で計量する場合で、供給条件〔Ⅰ〕20(料金の算定)①ロに該当し、日割計算に応じて電力量料金を算定する場合で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは、その1月の使用電力量を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。

## 別 表

### 1 負荷設備の入力換算容量

#### (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

##### イ けい光灯

けい光灯の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

入力（ワット）＝管灯の定格消費電力（ワット）×125.0 パーセント

##### ロ ネオン管灯

| 2次電圧（ボルト） | 換 算 容 量（入 力〔ワット〕） |
|-----------|-------------------|
| 3,000     | 30                |
| 6,000     | 60                |
| 9,000     | 100               |
| 12,000    | 140               |
| 15,000    | 180               |

##### ハ スリムラインランプ

| 管の長さ（ミリメートル） | 換 算 容 量（入 力〔ワット〕） |
|--------------|-------------------|
| 999以下        | 40                |
| 1,149 "      | 60                |
| 1,556 "      | 70                |
| 1,759 "      | 80                |
| 2,368 "      | 100               |

ニ 水銀灯

| 出力 (ワット) | 換 算 容 量 (入 力 [ワット]) |
|----------|---------------------|
| 40以下     | 50                  |
| 60 "     | 70                  |
| 80 "     | 90                  |
| 100 "    | 130                 |
| 125 "    | 145                 |
| 200 "    | 230                 |
| 250 "    | 270                 |
| 300 "    | 325                 |
| 400 "    | 435                 |
| 700 "    | 735                 |
| 1,000 "  | 1,005               |

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率133.0パーセントを乗じたものといたします。

ロ 3相誘導電動機

| 契約負荷設備           | 換 算 容 量 (入 力 [キロワット])   |
|------------------|-------------------------|
| 低 圧 誘 導<br>電 動 機 | 出力 (馬力) × 93.3パーセント     |
|                  | 出力 (キロワット) × 125.0パーセント |
| 高 圧 誘 導<br>電 動 機 | 出力 (馬力) × 87.8パーセント     |
|                  | 出力 (キロワット) × 117.6パーセント |

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

| 装置種別<br>〔携帯型および移動型を含みます。〕 | 最高定格管電圧<br>(キロボルトピーク)             | 管電流<br>(短時間定格電流)<br>(ミリアンペア) | 換算容量<br>(入力〔キロボルトアンペア〕)              |
|---------------------------|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 治療用装置                     |                                   |                              | 定格1次最大入力<br>(キロボルトアンペア)<br>の値といたします。 |
| 診察用装置                     | 95以下                              | 20以下                         | 1                                    |
|                           |                                   | 20超過 30以下                    | 1.5                                  |
|                           |                                   | 30 " 50 "                    | 2                                    |
|                           |                                   | 50 " 100 "                   | 3                                    |
|                           |                                   | 100 " 200 "                  | 4                                    |
|                           |                                   | 200 " 300 "                  | 5                                    |
|                           |                                   | 300 " 500 "                  | 7.5                                  |
|                           |                                   | 500 " 1,000 "                | 10                                   |
|                           | 95超過<br>100以下                     | 200以下                        | 5                                    |
|                           |                                   | 200超過 300以下                  | 6                                    |
|                           |                                   | 300 " 500 "                  | 8                                    |
|                           |                                   | 500 " 1,000 "                | 13.5                                 |
|                           | 100超過<br>125以下                    | 500以下                        | 9.5                                  |
|                           |                                   | 500超過1,000以下                 | 16                                   |
| 125超過<br>150以下            | 500以下                             | 11                           |                                      |
|                           | 500超過1,000以下                      | 19.5                         |                                      |
| 蓄電器放電式<br>診察用装置           | コンデンサ容量0.75マイクロファラッド以下            |                              | 1                                    |
|                           | 0.75マイクロファラッド超過<br>1.5マイクロファラッド以下 |                              | 2                                    |
|                           | 1.5 " 3 "                         | " "                          | 3                                    |

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力 (キロワット)} = \frac{\text{最大定格1次入力 (キロボルトアンペア)}}{100} \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{array}{l} \text{入力} \\ \text{(キロワット)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{実測した1次入力} \\ \text{(キロボルトアンペア)} \end{array} \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量(入力)は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量(入力)とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量(入力)を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

## 2 契約負荷設備の総容量の算定

差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校、寺院およびこれに準ずるもの

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

ロ イ以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

## 3 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量(キロボルトアンペア)は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) △またはY結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 3$$

(2) V結線(同容量変圧器)の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量 (キロボルトアンペア)} \times 2 \times 0.866$$

(注) その変圧器から使用する単相負荷がある場合

$$(\text{単相変圧器容量} \times 2) \times \frac{\text{単相負荷設備容量}}{\text{総負荷設備容量}} = A$$

$$\text{群容量} = \{(\text{単相変圧器容量} \times 2) - A\} \times 0.866 + A$$

(3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合

電灯電力用変圧器A（キロボルトアンペア）、電力用変圧器B（キロボルトアンペア）をV結線にしたとき。

$$\text{群容量} = (A - B) + (B \times 2 \times 0.866)$$

（注） $(A - B)$  が  $\{(A + B) \times \frac{\text{单相負荷設備容量}}{\text{総負荷設備容量}} = C\}$  を下回る場合

$$\text{群容量} = \{(A + B) - C\} \times 0.866 + C$$